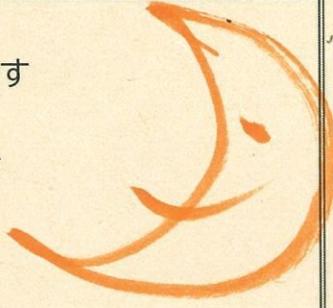


しがけんこ わかものいくせいしえんすいしんきょううちょうげつかん
11月は滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間です

しがけん もんだいたいさくれんらくきょうざかい
滋賀県いじめ問題対策連絡協議会からのメッセージ



いま、何だかしんどいな、つらい、くるおも。と思っているあなたへ

家族や友だち、担任の先生など、信頼できる人に、どうかあなたの気持ちを伝えてください。保健室の先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーもいます。面と向かって話しづらいときは、SNS や電話でも相談できます。秘密は守ります。あなたの味方になってくれる人は必ずいます。

わたしたちには、子どもたちみんなが安心して、健やかに成長できるようにしていく責任があります。あなたの話を真剣に受け止め、あなたへのいじめを止めるために、あなたが安心して過ごせるために、どうしたらしいか、一緒に考えさせてください。

あなたは決して一人ではありません。あなたからの相談を待っています。話してみると少し気持ちが楽になるかもしれません。

保護者のみなさんへ

「眠れない」「食欲がない」「言葉遣いが乱暴になった」など、子どもの様子がおかしいなと感じたら、子どもが安心して話せる状況で、ゆっくり子どもの声に耳を傾けてみてください。

子どもにどんな声をかけたらいいかわからない。子どもの話を受け止めるのが辛い。そんなとき、保護者だけで抱える必要はありません。対応が難しいと感じたら、学校や教育委員会、外部の窓口に相談することもできます。

家庭と学校で共に子どもを守っていきましょう。

学校の先生へ

いつも子どもたちのことを思って、日々ご尽力いただきありがとうございます。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起きる可能性があります。子どもが発するサインに早期に気づき、深刻な状況に至らないようにすることが大切です。

いじめは人権侵害です。学校全体で組織として対応しなければなりません。決して一人で抱え込まないでください。

すべての子どもが安心して学校生活をおくれるように、子どもの声を大切にし、どうしたらしいか、一緒に考えましょう。

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会会長
滋 賀 県 知 事

三月大進

いじめについての相談ができる人・窓口

○学校(担任の先生、保健室の先生、教頭先生、校長先生など)

がっこう たんにん せんせい ほけんしつ せんせい きょうとうせんせい こうちょうせんせい
学校の外で起きたいじめについても、まずは学校に相談してください。

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

がっこう せんもんか がっこう ばあい き
学校にいるこころや福祉の専門家です。いつも学校にいる場合と、決まった日に
がっこう く ばあい がっこう ひ かくにん そだん よやく
学校に来る場合があるので、学校にいる日を確認して、相談の予約をしてください。

○24時間子供SOS ダイヤル (24時間365日)

📞 0120-0-78310(通話料無料)

せんもん そだんいん でんわ そだん がっこう なまえ じぶん' なまえ い
専門の相談員に電話で相談できます。学校の名前や自分の名前を言わなくても
かまいません。

※ あさ じ よる じ
朝9時～夜9時までは、こころんだいやるに電話がつながります。

○こころんだいやる (毎日 朝9時～夜9時 ※12/29～1/3は休み)

📞 077-524-2030(通話料がかかります)

こ ほんにん ほ ごし ゃ なや せんもん そだんいん でんわ たいめん そだん
子ども本人や保護者の悩みについて、専門の相談員に電話、対面で相談ができ
ます(対面相談は事前の予約が必要です。)。学校の名前や自分の名前を言わなく
てもかまいません。

○こころのサポートしが LINE相談 (毎日 夕方4時から夜10時)



ひだり にじげん
左の二次元コードから
ともだちどうろく そだん
友達登録すると相談ができます。

しんり LINE で心理カウンセラーなど専門の相談員に相談できます。学校の名前や自分
の名前を言わなくてもかまいません。

○子どもの人権SOS チャット (月～金曜日 朝8時30分から夕方5時15分)



ひだり にじげん
左の二次元コードからチャットにアクセスできます。
[https://kodomochat.jinken.go.jp/
browser_chat/jinken/users/sign_in](https://kodomochat.jinken.go.jp/browser_chat/jinken/users/sign_in)

インターネットのブラウザからチャットで相談できます。国の機関の職員(法務局
の職員)や、子どもの人権問題に詳しい人権擁護委員が相談に応じます。「まわりで
こんなことで困っている子がいるよ」といった相談でも大丈夫です。